

徳島県ガイドヘルパー養成研修事業運営要綱

(目的)

第1条 全身性障がい者（児）の外出時の移動に適切なサービスを提供するため、ガイドヘルパー養成研修会を実施し、必要な知識、技術を有するガイドヘルパーを養成する。

(実施主体)

第2条 実施主体は、県とする。ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる機関等に委託することができる。

(受講対象者)

第3条 研修の受講対象者は、全身性の障がいを有する障がい者（児）に対する移動の支援に従事することを希望する者又は現に従事する者とする。

(研修カリキュラム)

第4条 研修は、全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程とし、そのカリキュラムについては別紙1の1のとおりとする。ただし別紙1の2に掲げる場合は研修時間を減ずることができる。

(修了証書等の交付等)

第5条 知事は、本研修修了者に対し、様式1-(1)により、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

2 知事は、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、性別、修了した研修の課程等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

(研修会の参加費用)

第6条 研修会開催費用のうち、教材費等にかかる実費相当分については、参加者が負担するものとする。

(ガイドヘルパー養成研修事業としての指定)

第7条 知事は、本研修会の他に県内で行われる類似の研修会のうち、別紙2に定める要件を満たすものを徳島県ガイドヘルパー養成研修事業として指定することができる。

(指定を受けた研修会の取り扱い)

第8条 指定を受けた研修会を修了した者は、徳島県ガイドヘルパー養成研修を修了した者として取り扱う。

2 指定を受けた研修機関の長は、研修会の修了者に対し、様式1-(2)により修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

3 指定を受けた研修機関の長は、研修会終了後、速やかに知事に対し研修会の修了報告をする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年8月1日から施行する。但し、平成13年度中においては、従前の例によることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年5月6日から施行する。但し、平成16年度中においては、従前の例によることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別紙 1

ガイドヘルパー養成研修カリキュラム

1 全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程

(1) 講 義	合計 (計)	16 時間 (12)
ア 障がい者福祉に関する制度及びサービス		
(ア) ガイドヘルパーの制度と業務		1
(イ) 障がい者（児）福祉の制度とサービス		2
イ 身体障がい者ホームヘルプサービスに関する知識		
(ア) ホームヘルプサービス概論		2
(イ) ホームヘルパーの職業倫理		1
ウ 障がい者（児）の心理		1
エ 脳性まひ者等全身性障がい者を介助する上での 基礎知識		
(ア) 重度肢体不自由者における障がいの理解		1
(イ) 介助に係わる車いす及び装具等の理解		1
オ 移動介助にあたっての一般的注意		
(ア) 姿勢保持について		1
(イ) コミュニケーションについて		1
(ウ) 事故防止に関する心がけと対策		1
(2) 演 習	(計)	(4)
ア 移動介助の方法		3
(ア) 抱きかかえ方及び移乗の方法		
(イ) 車いすの移動介助		
イ 生活行為の介助		1

2 ホームヘルパー養成研修 1，2 級課程，介護職員初任者研修，介護福祉士実務者研修修了
 予定者又は修了者及び介護福祉士の資格を有する者が研修を受講する場合にカリキュラムより減ずることが出来るもの

(1) 講 義	6 時間
障がい者（児）福祉の制度とサービス	2
ホームヘルプサービス概論	2
ホームヘルパーの職業倫理	1
障がい者（児）の心理	1

別紙 2

徳島県ガイドヘルパー養成研修事業の指定要件等

1 事業実施者に関する要件

- (1) 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 指定を受けようとする者が、過去3年以内に他の研修課程及び形式を含む一切の研修事業等に関し、他の都道府県等で指定を取り消されていないこと。

2 事業内容に関する要件

- (1) 研修事業は、継続的に毎年1回以上実施されること。
- (2) 研修カリキュラムが、要綱に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。
- (3) 講義を担当する講師について、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。
- (4) 適切な実習施設との連携により、実習実施計画が定められていること。

3 研修受講者に関する要件

- (1) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。
 - ① 開講目的
 - ② 研修事業の名称
 - ③ 実施場所
 - ④ 研修期間
 - ⑤ 研修カリキュラム
 - ⑥ 講師氏名
 - ⑦ 研修修了の認定方法
 - ⑧ 開講時期
 - ⑨ 受講資格
 - ⑩ 受講手続（募集要領等）
 - ⑪ 授業料、実習費等
- (2) 研修への出席状況、成績等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

4 その他留意すべき事項

- (1) 研修事業実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。
- (2) 研修事業の実施者は、研修受講者が実習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

5 指定申請手続等

- (1) 本事業の指定を受けようとする者は、次に掲げる必要事項を記載した指定申請書（様式2）を知事に提出するものとする。
- ① 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
 - ② 研修事業の名称及び実施場所（通信教育による事業を行う場合にあっては、主たる事業所の所在地及び対象地域）
 - ③ 事業開始予定年月日
 - ④ 学則等
 - ⑤ 研修カリキュラム
 - ⑥ 講義を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
 - ⑦ 実習に利用する施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに利用計画及び当該施設の設置者の承諾書
 - ⑧ 研修修了の認定方法
 - ⑨ 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
 - ⑩ 申請者の資産状況
 - ⑪ 徳島県ガイドヘルパー養成研修事業運営要綱の別紙2の1（3）を満たしている旨の誓約書
- (2) 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付するものとする。
- (3) 事業の指定を受けた者は、知事に対し、毎年度、あらかじめ事業計画書（様式3）を提出するとともに、事業終了後速やかに事業実績報告書（様式4）を提出するものとする。
- (4) 本事業の指定を受けた者は、申請の内容に変更を加える場合には、知事に対し、あらかじめ変更等届出書（様式5）を提出するものとし、(1)の⑤から⑧の事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けるものとする。
- (5) 本事業の指定を受けた者は、事業を廃止し、休止し、若しくは再開しようとする場合には、知事に対し、あらかじめ廃止・休止・再開届出書（様式6）を提出するものとし、廃止にあっては、指定の取消しを受けるものとする。
- (6) 平成18年10月以降、新たに本事業の指定を受けようとする者は、上記（1）の指定申請書を知事に提出するものとする。

様式1－(1)

第		号	
修了証明書			
氏名			
生年月日	年	月	日
徳島県障がい者（児）移動支援従業者養成研修の		別記	とし
て徳島県知事が指定した研修を修了したことを証明する。			
年		月	日
徳島県知事		〇〇〇〇	

第		号	
修了証明書（携帯用）			
氏名			
生年月日	年	月	日
徳島県障がい者（児）移動支援従業者養成研修の		別記	
として、徳島県知事が指定した研修を修了したことを証明する。			
年		月	日
徳島県知事		〇〇〇〇	

（別記）

〔 視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程
全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程 〕 のいずれかを記載する。

様式1－(2)

第		号	
修了証明書			
氏名			
生年月日	年	月	日
徳島県障がい者（児）移動支援従業者養成研修の <u>別記</u> として 徳島県知事が指定した研修を修了したことを証明する。			
年 月 日			
指定を受けた研修会実施機関の長			

第		号	
修了証明書（携帯用）			
氏名			
生年月日	年	月	日
徳島県障がい者（児）移動支援従業者養成研修の <u>別記</u> として、徳島県知事が指定した研修を修了したことを証明 する。			
年 月 日			
指定を受けた研修会実施機関の長			

（別記）

〔 視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程
全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程 〕 のいずれかを記載する。

様式 2

徳島県ガイドヘルパー養成研修事業指定申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

実施機関名

代 表 者 名

徳島県障がい者（児）移動支援従業者養成研修の視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程・全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程として、指定を受けたいので申請します。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 研修事業の名称及び実施場所（通信教育による事業を行う場合にあっては、主たる事業所の所在地及び対象地域）
- ③ 事業開始予定年月日
- ④ 学則等
- ⑤ 研修カリキュラム
- ⑥ 講義を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
- ⑦ 実習に利用する施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに利用計画及び当該施設の設置者の承諾書
- ⑧ 研修修了の認定方法
- ⑨ 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
- ⑩ 申請者の資産状況
- ⑪ 徳島県ガイドヘルパー養成研修事業運営要綱の別紙 2 の 1 （3）を満たしている旨の誓約書
- ⑫ 申請者が法人であるときは、申請者に定款、寄付行為その他の規約
- ⑬ その他指定に関し必要があると認める書類

様式3

徳島県指定ガイドヘルパー養成研修事業計画書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

実施機関名

代 表 者 名

次のとおり研修事業（視覚障がい者移動介護従業者養成研修課程・全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程）を実施する計画です。

- ① 計画者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 研修事業の期間及び実施場所
- ③ 指定年月日及び指定研修課程の名称
- ④ 研修カリキュラム
- ⑤ 講義を行う講師の氏名、担当科目及び専任兼任の別
- ⑥ 実習に利用する施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに利用計画及び当該施設の設置者の承諾書
- ⑦ 受講対象者、定員、受講料、使用テキスト及び累計修了者数
- ⑧ その他必要があると認める書類

様式 4

徳島県指定ガイドヘルパー養成研修事業実績報告書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
実施機関名
代 表 者 名

次のとおり研修事業を実施しましたので、報告します。

() 研修課程受講修了者 名 (累計 名 (今回修了者含む。))

番号	ふりがな 氏 名	生年月日	住 所	修 了 年月日	修 了 証明書 番 号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

様式 5

徳島県指定ガイドヘルパー養成研修事業変更届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

実施機関名

代 表 者 名

次のとおり研修事業の変更をしますので、届け出ます。

研 修 課 程 の 名 称	
変 更 の 内 容	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	

※ 変更する場合にあっては、変更後の内容について、指定申請の際に必要とされる書類を添付すること（例 講師の変更の場合は、変更後の講師の履歴等）

様式 6

徳島県指定ガイドヘルパー養成研修事業廃止・休止・再開届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

実施機関名

代 表 者 名

次のとおり研修事業の廃止・休止・再開をしますので、届け出ます。

研 修 課 程 の 名 称	
廃止・休止・再開 の 年 月 日	
廃止・休止・再開 の 理 由	
休 止 す る 場 合 の 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで